

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日

財務大臣 片山 さつき

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

財務省行政文書管理規則（平成 2 3 年財務省訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この訓令は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。